意見募集要領

次の「第3期佐伯市まち・ひと・しごと・創生総合戦略(案)」について、皆様の御意見(情報・専門的知識)を募集します。

- 1 名称 第3期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)
- 2 案の趣旨・目的

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、地域の持続可能な発展を推進するため、令和2年度から開始した第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和5年度をもって終了するため、令和6年度から令和9年度までの第3期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するもの。

- 3 案の内容 第3期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)
- 4 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名(法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名)を明記してください。

(1) 直接、書面を提出する場合 佐伯市役所 総合政策部 政策企画課の事務所に提出してください。

(2) はがき又は書面を郵送する場合

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 総合政策部 政策企画課

(3) ファクシミリの場合

総合政策部 政策企画課 (0972-22-3124)

(4) 電子メールの場合

総合政策部 政策企画課 (sseisaku@city.saiki.lg.jp)

5 募集期間

令和5年12月25日(月曜日)から令和5年1月25日(木曜日)まで

- 6 提出された意見の取扱い
 - (1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。
 - (2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。
 - (3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。
 - (4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」 の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。
- 7 問い合わせ先

佐伯市役所 総合政策部 政策企画課(本庁舎5階)

電話 0972-22-4104

E メール: sseisaku@city.saiki.lg.jp